

事務局における制度的、歴史的観点等からの 調査・研究（概要）

①内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することを可能とすることについて

立法形式

- 皇族数が大幅に増加することは想定し難く、一定の年限で終期を設定することは困難ではないか。
- 内親王・女王の人生に大きな影響を与えることとなる。
- ⇒ **恒久的な制度とすることが適当ではないか。**
- ※ 現在の内親王・女王殿下方については、現行制度の下で過ごされてきたことを踏まえ、十分検討する必要がある。

婚姻以外の皇籍離脱制度に対する考え方

- 皇族数を確保するため、内親王・女王が皇族以外の者と婚姻しても皇族の身分を保持する（＝夫が皇族であることは求められない）こととするのであれば、
 - ・ 男性皇族の皇籍離脱に伴い、その家系の皇族をまとめて皇籍離脱させる効果を有する皇室典範第13条
 - ・ 同条の例外として皇籍離脱しなかった内親王・女王の離婚等に伴う皇籍離脱について定める皇室典範第14条については、その在り方について検討する必要があるのではないか。

配偶者・子の戸籍の取扱い（配偶者・子を皇族としない場合）

- 内親王・女王については、婚姻の事実を皇統譜に登録することが考えられる。
- 配偶者については、婚姻に伴い戸籍に当該配偶者や子の身分事項を登録することが考えられる。

配偶者・子の政治活動、職業選択等の自由（配偶者・子を皇族としない場合）

- 皇族の配偶者・子であっても、皇族ではない以上、一般の国民と等しく基本的人権がある。
 - 皇籍離脱した元女性皇族は、天皇や皇族と親子関係にあっても権利・自由に制限は及んでいない。
- ⇒ **配偶者・子の権利・自由を制約することは困難ではないか。**

歴史上の男系女性皇族の婚姻後の扱い

- 徳川家茂^{いえもち}に嫁した親子内親王（皇女和宮^{ちかこ}）等^{かずのみや}の例に見られるように、江戸時代までは、臣家の男子と婚姻しても皇族の身分のままであった。

海外の女性王族（公族等を含む）の婚姻後の身分や公的役割、配偶者・子の扱い

○女性王族の婚姻後^{※1}の身分や、配偶者・子の扱い

女性王族が一般男性と婚姻後も身分を保持し、 配偶者・子が王族となる ^{※2} 国	オランダ、スウェーデン、スペイン、ノルウェー、モナコ
女性王族が一般男性と婚姻後も身分を保持し、 配偶者・子が王族とならない国	クウェート、ヨルダン、リヒテンシュタイン
王族の定義がなく、具体的立場に応じて称号等 が付与され、具体的な地位が定められる国	英国

※1 国王の同意等が必要な国にあつては、当該同意等を得た婚姻の場合とする。

※2 配偶者が公式ホームページ上で王族と紹介された例や、国王の判断により称号や爵位等が与えられた例があるなど、必ずしも一律に王族とする旨のルールは確認できないが、配偶者・子に一般国民と異なる立場が与えられた例がある場合を含む。

○女性王族の活動例（主なもの）

国際機関等の顧問等、国際会議でのスピーチ、国内団体の名誉総裁等、国内研究所・文化施設等の訪問、国内外のイベント等への参加、大学・看護学校の設立、基金の設立や後援 等

②皇族の養子縁組を可能とすることで、皇統に属する男系の男子が皇族となることを可能とすることについて

立法形式

- 考えられる立法形式**
- ① 一定の期間を限って養子縁組を可能とする。
 - ② 恒久的に養子縁組を可能とする。
 - ③ 個別の養子縁組の機会を捉えて養子縁組を可能とする個別の立法を行う。

- 考えるべきポイント**
- 養子となり得る者和其他の国民の間の平等感
 - 縁組機会の確保のしやすさ、養子を禁止している現行法との関係

養子とその実親の実親子関係

- 考えられる制度**
- ① 法的な親子関係が継続する制度とする。
 - ② 法的な親子関係が終了する制度とする。

- 考えるべきポイント**
- 現行制度において、皇族である者と皇族ではない者との間の法的な親子関係が存在している（例えば、婚姻により皇族の身分を離れた元内親王・女王とその親など）こととの関係
 - 養子の身位を定める際の実方の血統の取扱いとの関係

離縁の可否

考えられる制度

- ① 離縁は認められない制度とする。
- ② 皇室会議が認めた場合には離縁できる制度とする。
- ③ 当事者による離縁が可能な制度とする。

考えるべきポイント

- 皇族数確保という目的や皇室会議の決定を経て成立することという皇族の養子縁組の性質
- 離縁による皇室の連続性・安定性への影響
- 男性皇族の皇籍離脱には皇室会議が関与することとされていることとの関係
- 離縁を望む当事者意思への配慮
- 民法における離縁や現行皇室典範における離婚の扱いとの関係

養親と養子の子の関係（養子に子があり、子も皇族とする場合）

考えられる制度

- ① 養親と縁組前に生まれていた養子の子に親族関係が生じる制度とする。
- ② 養親と縁組前に生まれていた養子の子に親族関係が生じない制度とする（民法の規定をそのまま適用する）。

考えるべきポイント

- 養子の子が皇族となる上での養親との親族関係の必要性
- 皇室において、養親から養子の子に至る連続性をどう考えるか
- 縁組後に生まれた子の扱い（養親と親族関係を有する）との均衡
- 民法との関係

養子の身位（親王・王）

考えられる制度

- ① 実方の血統を基準とする制度とする（養子は王となる）。
- ② 養方の血統を基準に、親王又は王とする制度とする。

考えるべきポイント

- 誰の養子となるかによって身位が左右されることをどう考えるか
- 寡妃（皇統に属する方でないことが想定される）の養子となる場合にも身位を定める必要があること
- 身位の決定に当たって養親子関係を重視する必要があるか否か

歴史上、先代天皇の直系ではない者が皇位を継承した例

- 先代天皇の直系ではない者が皇位を継承した例は 55 例ある。
- その中には、10 親等の隔たりがある傍系継承の事例や、先代天皇等の養子となって皇位を継承した事例がある。

昭和 22 年に皇籍を離脱したいわゆる旧 11 宮家の男系の男子について

- 昭和 22 年に皇籍離脱した 11 宮家（男子 26 方、女子 25 方）は、全て崇光天皇（北朝第 3 代）の皇子から始まる伏見宮の系統に属する。
- 今上天皇との関係は、今から約 600 年前にさかのぼる室町時代の伏見宮貞成親王を共通の祖先とする。
- 旧 11 宮家の男子 26 方は、皇籍離脱までの間は、日本国憲法第 2 条並びに皇室典範第 1 条及び第 2 条の規定に基づき、皇位継承資格を有していた（筆頭は山階宮武彦王やましな たけひこの第 7 位）。

海外の王族（公族を含む）の養子縁組

<p>王族に関する特別な養子縁組制度が存在する国</p>	<p>リヒテンシュタイン （公爵位継承資格者が不在の場合に最後の公爵が「継承養子」を迎えることができる。なお、「継承養子」になり得る者の条件等は定められていない。）</p>
<p>王族も一般法に基づく養子縁組が可能である国</p>	<p>オランダ、リヒテンシュタイン （いずれも実例はない。オランダにおいては、王族の養子となった者の身分の取扱いは不明。リヒテンシュタインにおいては、養子は王族とならない。）</p>
<p>根拠法令等は不明であるが、 王族が一般国民出身の養子を迎えた例がある国</p>	<p>ブルネイ、ヨルダン （いずれの事例においても養子は王族とはなっていない。）</p>

③皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすることについて

立法形式

- 基本的には、「②皇族の養子縁組を可能とすることで、皇統に属する男系の男子が皇族となることを可能とすること」と同様のことが考えられる。